

# 平成30年度税制改正～消費税～

## 簡易課税制度が見直しされました！

平成30年度税制改正により簡易課税制度の見直しが行われました。  
その改正内容についてお知らせいたします。

### 簡易課税制度の見直し

消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%（改正前：70%）とする。

課税売上が5,000万円以下の中小企業者等の事務負担へ配慮して簡易課税制度が設けられています。

簡易課税制度は、売上げから仕入れを控除して納付税額を計算する本則課税とは異なり、売上高だけを基に消費税の納付税額を計算します。

### 本則課税

$$\text{課税売上高} \times 8\% - \boxed{\text{課税仕入高} \times 8\%} = \text{納付税額}$$

### 簡易課税

$$\text{課税売上高} \times 8\% - \boxed{\text{課税売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 8\%} = \text{納付税額}$$

### 【改正後】

第1種事業 卸売業	第2種事業 小売業 (食用農林水産物)	第3種事業 製造業等	第4種事業 その他事業	第5種事業 サービス業等 金融業・保険業	第6種事業 不動産業
90%	80%	70%	60%	50%	40%

### <適用時期>

この改正は、平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。  
ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用されません。

### ～参考～

#### (1) 基本的な計算の方法

イ 第1種事業から第6種事業までのうち一種類の事業だけを営む事業者の場合  
(算式)

$$\text{仕入控除税額} = \left( \begin{array}{l} \text{課税標準額に対} \\ \text{する消費税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上げに係る対価の返還} \\ \text{等の金額に係る消費税額} \end{array} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

・ 第1種事業	90%
・ 第2種事業	80%
・ 第3種事業	70%
・ 第4種事業	60%
・ 第5種事業	50%
・ 第6種事業	40%

ロ 第1種事業から第6種事業までのうち2種類以上の事業を営む事業者の場合  
(イ) 原則法

$$\text{仕入控除税額} = \left( \begin{array}{l} \text{課税標準額に対} \\ \text{する消費税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上げに係る対価の返還} \\ \text{等の金額に係る消費税額} \end{array} \right) \times \frac{\text{第1種事業に係る消費税額} \times 90\% + \text{第2種事業に係る消費税額} \times 80\% + \text{第3種事業に係る消費税額} \times 70\% + \text{第4種事業に係る消費税額} \times 60\% + \text{第5種事業に係る消費税額} \times 50\% + \text{第6種事業に係る消費税額} \times 40\%}{\text{第1種事業に係る消費税額} + \text{第2種事業に係る消費税額} + \text{第3種事業に係る消費税額} + \text{第4種事業に係る消費税額} + \text{第5種事業に係る消費税額} + \text{第6種事業に係る消費税額}}$$

(ロ) 簡便法

次の A 及び B のいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A 貸倒回収額がある場合

B 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

仕入控除税額 =

$$\begin{matrix} \text{第1種事} & \text{第2種事} & \text{第3種事} & \text{第4種事} & \text{第5種事} & \text{第6種事} \\ \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} \\ \times 90\% + & \times 80\% + & \times 70\% + & \times 60\% + & \times 50\% + & \times 40\% \\ \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} \end{matrix}$$

(2) 特例の計算

イ 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、その事業のみなし仕入率を全体の課税売上げに対して適用することができます。

ロ 3種類以上の事業を営む事業者で、特定の2種類の事業の課税売上高の合計額が全体の課税売上高の75%以上を占める事業者については、その2業種のうちみなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高については、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高については、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上げに対して適用することができます。

例えば、3種類以上の事業を営む事業者の第1種事業及び第2種事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合の計算式は次のとおりです。

(イ) 原則法

仕入控除税額 = (課税標準額に対する消費税額 - 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額)

$$\times \frac{\begin{matrix} \text{第1種事業に} \\ \text{係る消費税額} \end{matrix} \times 90\% + \left( \begin{matrix} \text{売上げに係} \\ \text{る消費税額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{第1種事業に} \\ \text{係る消費税額} \end{matrix} \right) \times 80\%}{\text{売上げに係る消費税額}}$$

(ロ) 簡便法

次の A 及び B のいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

A 貸倒回収額がある場合

B 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

仕入控除税額 =

$$\begin{matrix} \text{第1種事業に} \\ \text{係る消費税額} \end{matrix} \times 90\% + \left( \begin{matrix} \text{売上げに係} \\ \text{る消費税額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{第1種事業に} \\ \text{係る消費税額} \end{matrix} \right) \times 80\%$$

(3) 事業区分をしていない場合の取扱い

2種類以上の事業を営む事業者が課税売上げを事業ごとに区分していない場合には、この区分をしていない部分については、その区分していない事業のうち一番低いみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。